

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表のよくある問い合わせについて

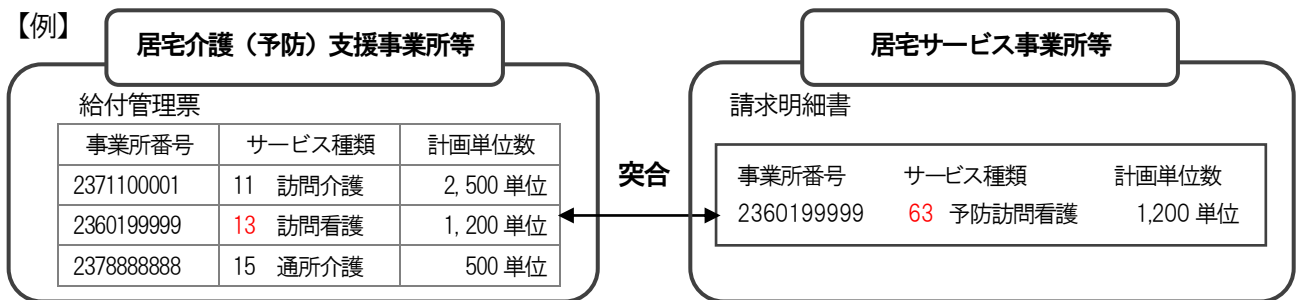
質問：「給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください（計画単位数も併せて確認してください）」とあるが、支援事業所に何を確認すればいいのかわからない。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所(保険者)番号	23*0000000	令和〇〇年〇〇月審査分				令和〇〇年〇月〇〇日			
事業所(保険者)名	●●サービス事業所	●頁 愛知県国民健康保険団体連合会							
保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内容	備考
239999	1234567890	請	R5.10			4,428	C	給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認ください	返戻
××保険者	ヒ村ゾヤ1								

回答：居宅介護（予防）支援事業所等が提出した給付管理票に記載のある事業所番号・サービス種類の組合せと居宅サービス事業所等が提出した請求明細書の事業所番号・サービス種類の組合せが不一致の場合、当該エラーとなります。
 （ただし、処遇改善加算等の割合を乗じる加算を含む請求が複数ある明細書に限る。）

【例】



居宅サービス事業所（2360199999）のサービス種類（63）が給付管理票に記載されている事業所（236019999）のサービス種類（13）と不一致なため、当該エラーとなった。

連携して確認

居宅介護（予防）支援事業所等

居宅サービス事業所等

居宅介護（予防）支援事業所等が提出した給付管理票と居宅サービス事業所等が提出した請求明細書を比較し、サービス種類が一致しているか確認してください。（計画単位数は、突合チェック未実施の状態のため、併せて確認してください。）
 確認項目 ・サービス種類 ・計画単位数

給付管理票に誤りがある場合

給付管理票を訂正（作成区分は修正）して再請求。

給付管理票に誤りがない場合

給付管理票を再請求する必要はありません。

請求明細書に誤りがある場合

請求明細書を訂正して再請求。

請求明細書に誤りがない場合

当該請求明細書を再請求。

当該エラーに係る問い合わせについて、情報セキュリティ上の観点から **本会が他事業所の請求内容等をお答えすることはできません**ので、サービス事業所から居宅介護支援事業所等へ確認をお願いします。

なお、ケアプランデータ連携システムを活用することで、給付管理票との突合不一致による返戻及び保留に繋がる転記誤りを未然に防ぐことが期待できます。

ケアプランデータ連携システムについて：<https://aichi-kokuho.or.jp/nursing/kaigohoken/system/index.html>